

八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月 八峰町

目次

第1部 はじめに	1
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	6
第4節 対策推進のための役割分担	7
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	9
第1節 対策項目ごとの基本理念と目標	9
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	12
第1章 実施体制	12
第1節 準備期	12
第2節 初動期	14
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	19
第3節 対応期	20
第3章 まん延防止	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22
第4章 ワクチン	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第5章 保健	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	29
第3節 対応期	29
第6章 物資	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	31
第3節 対応期	31
第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34

第1部 はじめに

【八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

本町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条により、国・県の行動計画に基づき、八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し、平成26年9月から対策を講じてきた。

しかしながら、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症（COVID19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者対応（以下「新型コロナ対応」という。）を通じて、感染拡大時の医療提供体制や関係機関の連携、町民への情報提供・共有のあり方等について、新たな課題が明らかになったところである。

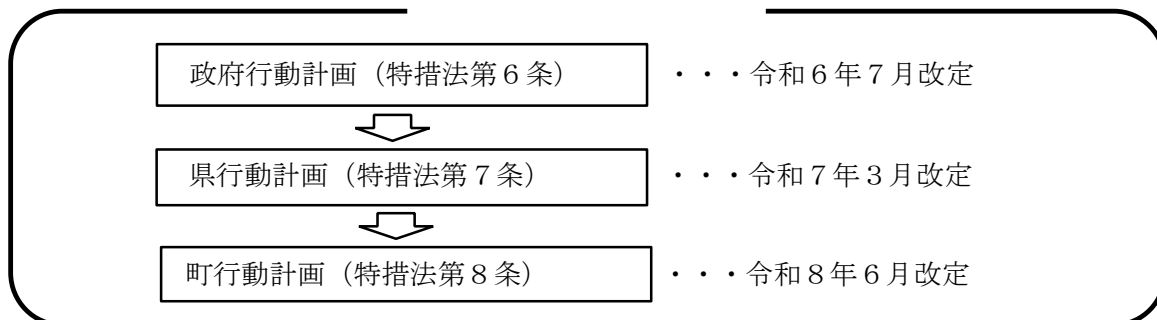
新型コロナは、変異する度に感染拡大を繰り返し、令和4年12月の第8波流行時には、県内病院の入院者数が500人を超え、1週間の外来患者も1万8千人に迫り、県独自の「医療ひっ迫宣言」を発令するに至った。こうした状況から、県は、県民に必要な医療を提供できる体制の構築を目指すため、令和6年3月に秋田県感染症予防計画を改正した。

本町においても、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症に関する八峰町対策本部」を設置し、令和5年5月に廃止されるまでの間、町民に対し、マスク着用や手洗い等の基本的な感染防止対策、感染地域との往来等に関し、状況に応じて必要な呼びかけを行ってきたほか、国や県からの情報を提供し、町民の不安解消に努めるなど、各種対策を講じてきた。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染拡大を可能な限り抑制する必要があるが、不要不急の外出自粛や施設の使用制限等への対応は、町民の生活に及ぼす影響を最小限にすることが必要であり、社会経済とのバランスを考慮した柔軟な対策の切替えのためには、速やかな情報の収集・分析や発信、平時における研修、訓練、備蓄などの備えを充実させることが重要である。

これらの課題等に対処するとともに、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を踏まえ、医療分野のみならず、町全体で次なる感染症危機に備え、発生時には円滑に対応するため、本町行動計画を改定する。

○行動計画の位置づけ



【町行動計画の概要】

町行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他幅広い呼吸器感染症も念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ① 新型インフルエンザ等感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ② 指定感染症 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

町行動計画は、対策項目をこれまでの5項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。

対象とする疾患は、幅広い呼吸器感染症を念頭に置き、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の記載を充実させる。

図1 町行動計画の改定前後の比較

これまでの行動計画：対策5項目	改正後の計画：対策7項目
<ol style="list-style-type: none">① 実施体制② 情報提供・共有③ 予防・まん延防止 ④ 医療 ⑤ 町民生活及び地域経済の安定の確保	<ol style="list-style-type: none">① 実施体制② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション③ まん延防止④ ワクチン【追加】⑤ 保健【追加】⑥ 物資【追加】⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

町行動計画は、最新の科学的知見が得られた場合や新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、前記の期間にかかわらず、町行動計画等の見直しを適時適切に行うものとする。

表1 感染症法の対象となる感染症の分類

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱等	動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）、性器クラミジア感染症等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
(危機管理のための類型)		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ●かつて世界的に規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

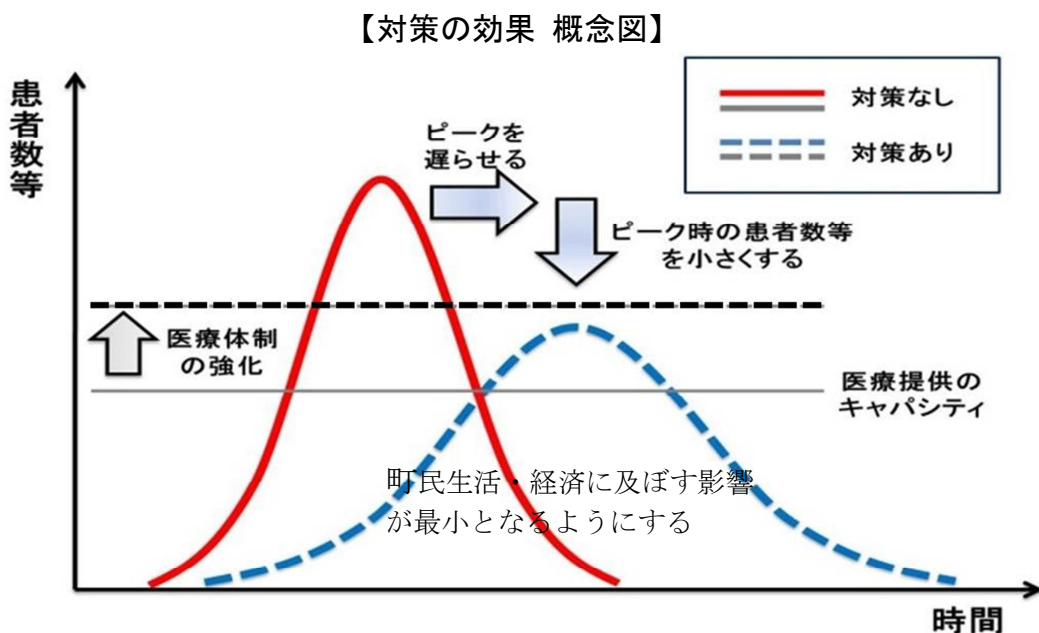
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。



(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は町民生活及び地域経済の安定維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

時期	対策
準備期	発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期	新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。 <ul style="list-style-type: none">・封じ込めを念頭に対応する時期・病原体の性状等に応じて対応する時期・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）によらない基本的な感染症対策に移行する時期

(2) 社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と医療対応を組み合わせで行う。

医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

第3節 インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、特措法その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2) 基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、誹謗中傷等人権侵害が生じないよう取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部及び市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図る。

(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者が多い本県では、新型コロナ対策で構築した社会福祉施設等と医療機関との連携体制を引き続き確保しつつ、施設職員に対する感染症の予防、まん延防止のための研修を実施して、対応力の強化を図る必要がある。そのため、実地指導、感染対策に関する助言を行うことのできる感染制御指導者並びに自施設において感染制御を推進する者を育成する。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関 等への支援
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2) 県

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定締結
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) 町

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ ワクチンの接種
- ・ 住民の生活支援（要配慮者への支援）

(4) 医療機関

- ・ 県との医療措置協定締結
- ・ 院内感染対策の研修
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資等の確保

(5) 指定（地方）公共機関

- ・ 特措法に基づく対策の実施

(6) 登録事業者

- ・ 事業継続等の準備

(7) 一般の事業者

- ・マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

(8) 町民

- ・健康管理
- ・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・感染症に関する情報への理解と人権尊重

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 対策項目ごとの基本理念と目標

本行動計画の主な対策項目である7項目は、一連の対策として実施される必要がある。

① 実施体制

- ・準備期：実践的訓練、国・県との連携強化
- ・初動期：対策本部の設置
- ・対応期：情報の継続的な共有、町による総合調整

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・準備期：情報提供・共有、相談窓口設置準備
 - ・初動期：
 - ・対応期：
- } 迅速かつ一体的な情報提供・共有、偏見・差別等への対応

③ まん延防止

- ・準備期：基本的な感染対策の普及
- ・初動期：業務継続計画に基づく対応の準備
- ・対応期：発生状況・重症化率や国、県の方針等に基づいた対応

④ ワクチン

- ・準備期：予防接種への理解を深める情報提供
- ・初動期：接種体制の構築
- ・対応期：接種開始、健康被害救済

⑤ 保健

- ・準備期：研修・訓練の実施、多様な主体との連携体制の構築
- ・初動期：有事体制への移行準備
- ・対応期：相談対応、調査、健康観察等の実施

⑥ 物資

- ・準備期：感染症対策物資の備蓄
- ・初動期：備蓄状況の確認、供給準備
- ・対応期：需給状況の確認、物資の融通・供給相互協力

⑦ 町民生活・地域経済

- ・準備期：業務継続計画の策定、衛生用品の備蓄等の勧奨
- ・初動期：事業継続に向けた準備等の要請
- ・対応期：町民生活及び地域経済の安定の確保に向けた対応

① 実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、対策本部を中心に政策を実行し、感染拡大を可能な限り抑制する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

平時から、国が提供・共有する情報を活用して、町民等とのリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国が行うまん延防止等重点措置 や緊急事態措置を踏まえて対策を実施する。

④ ワクチン

医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給及び接種を行う。

⑤ 保健

感染症の発生情報や地域における医療の供給状況等の情報収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材、物品の整備を行う。

⑥ 物資

平時から、町行動計画に基づき、その所掌事務または業務にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄する。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

平時から、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握し、全県的な取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

(総務課、福祉保健課)

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

① 町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

(福祉保健課)

② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら、業務継続計画を作成・変更する。

(全課)

③ 町は、県が対策本部を設置したときに、速やかに町対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。

(総務課、福祉保健課)

④ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため研修や訓練等の実施を行うとともに、関係機関との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

(総務課、福祉保健課)

- ⑤ 町は、県や医療機関による研修を活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。

(福祉保健課)

1-3. 関係機関との連携

- ① 町は、県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

(全課)

- ② 町は、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

(総務課、福祉保健課)

- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策が速やかに実施できるよう、対策に必要な物品等を事前に準備しておく。

(福祉保健課)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等対策本部会議(以下「町対策本部会議」という。)を開催し、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 体制整備

- ① 町は、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合、必要に応じて、町対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。
- ② 町は、必要に応じて、必要な体制整備及び人員体制が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

(全課)

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。

(総務課、福祉保健課)

2-3. 八峰町新型インフルエンザ等対策本部

町対策本部は、特措法第34条(平成24年法律第31号)の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言されたときは、本部長は町対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等速やかに対応する。(八峰町新型インフルエンザ等対策本部条例)

なお、県内における感染の初発例が当町の場合、速やかに対策本部を設置する。

① 対策本部の構成

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	町長が任命する(課長等)
※対策本部の事務局を福祉保健課に置く。	

② 対策本部の所掌事務

- ・町の対応策の決定等に関すること
- ・新型インフルエンザ等対策行動実施に関すること

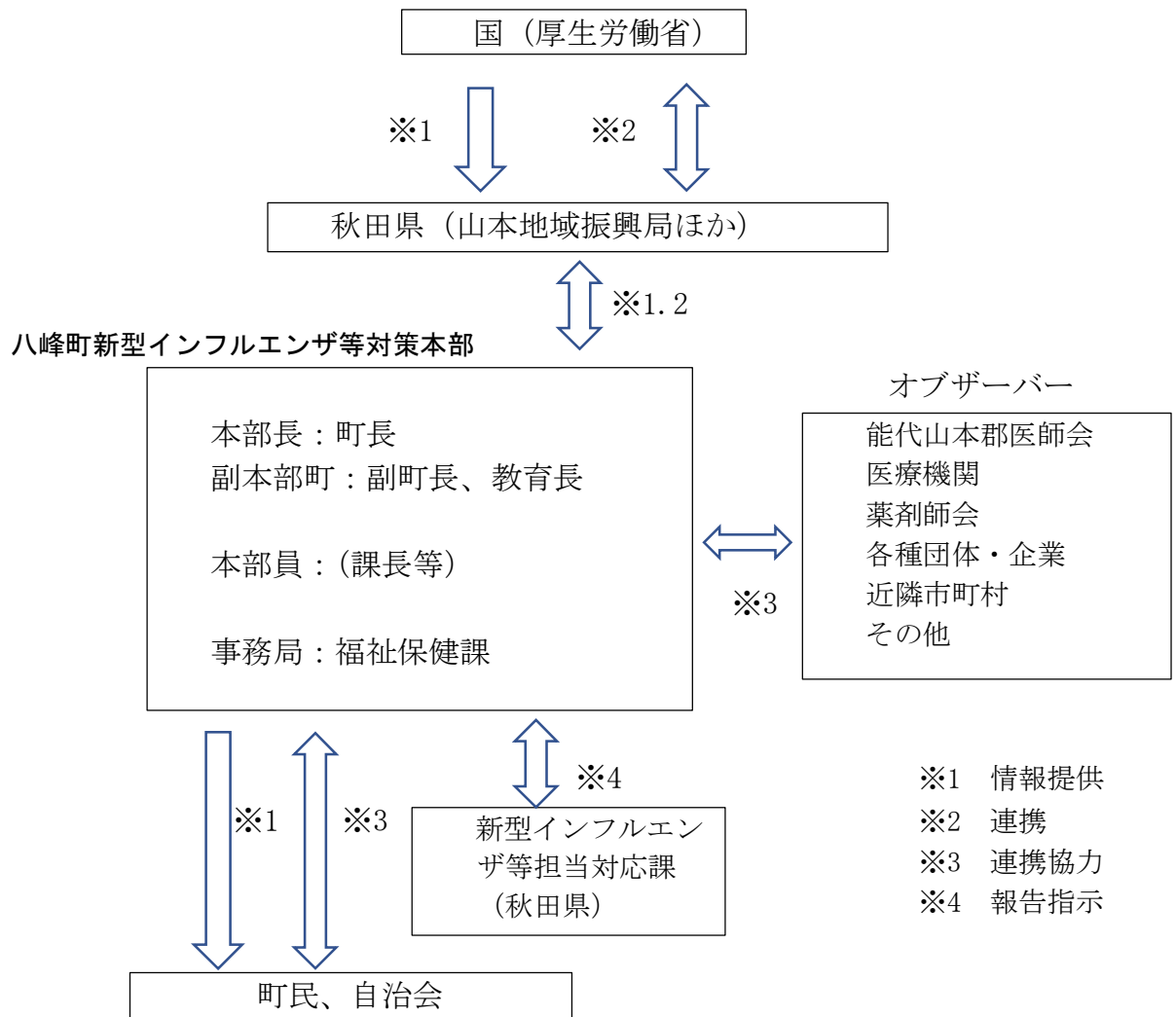
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集に関すること
- ・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること
- ・ 県対策本部及び近隣市町との連携に関すること
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延防止に関すること
- ・ 通信・交通・ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保に関すること
- ・ 食料、生活関連物資等に関すること
- ・ 町民及び関係機関に対する情報提供・共有に関すること
- ・ 埋火葬体制に関すること
- ・ その他町対策本部において必要とする事項

③ 町対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を決定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長は副本部長及び本部員を招集して、町対策本部会議を開催する。

会議では、新型インフルエンザ等の予防対策、発生時の感染拡大防止対策などを協議し、本行動計画の推進を図る。

【実施体制のイメージ】



- ※1 情報提供
- ※2 連携
- ※3 連携協力
- ※4 報告指示

3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町は、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(全課)

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(福祉保健課)

- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援を求める。

(福祉保健課)

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するなどして 財源確保に努め、必要な対策を実施する。

(総務課、福祉保健課)

3-2. 緊急事態宣言の手續

町は、緊急事態措置のための事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(総務課、福祉保健課)

3-3. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

(総務課、福祉保健課)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や県等による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の外出の自粛、延期等の呼びかけ等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行う。
(総務課、福祉保健課)
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、個人レベルの基本的な感染対策の普及を図る。
(総務課、福祉保健課)
- ③ 町は、ウェブサイト等を通じて情報提供・共有を行う。
(企画政策課、福祉保健課)
- ④ 町は、発生状況に応じた町民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
(総務課、福祉保健課)
- ⑤ 町は、一元的な情報提供・共有を行うために、情報提供担当職員の設置による情報の集約化など、情報を分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
(総務課、企画政策課、福祉保健課)
- ⑥ 町は、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制を構築する。
(福祉保健課)

- ⑦ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

(総務課、福祉保健課)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

(総務課、福祉保健課)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

町は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

(総務課、福祉保健課)

- ② 町として一体的かつ整合的な、いわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。

(防災町民課、福祉保健課)

- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。

(関係課)

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、相談窓口等の設置準備を進める。

(福祉保健課)

- ② 町は、SNSの活用など理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

(企画政策課、福祉保健課)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、国や県からの要請等に基づき、住民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口等を設置し、適切な情報提供・共有を行う。

(福祉保健課)

- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、指定地方公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。

(企画政策課、福祉保健課)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

(福祉保健課)

- ② 町は、相談窓口等を設置し、寄せられた質問事項等から、町民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。

(総務課、企画政策課、福祉保健課)

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様の対応を取る。

第3節 対応期

(1) 目的

町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 基本的な方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、個人一人ひとり取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

(総務課、福祉保健課、関係課)

- ② 町は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を強化し、国の対策の方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供・共有を行う。

(関係課)

- ③ 町は、町民等に対し、県内外の発生状況と具体的な対策等を情報提供・共有する。

(福祉保健課)

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

初動期と同様の対応を取る。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に継続して対応する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護するため対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。

(福祉保健課)

- ② 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(福祉保健課)

- ③ 町は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請を図る。

また、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

(関係課)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策

町は、国の要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(福祉保健課)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。その際、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

(2) 所要の対応

町は、国、県のまん延防止対策の方針に基づき、適切なまん延防止対策を講ずる。

(全課)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、近隣市町のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表2を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

(福祉保健課)

表2 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

町は、県、医師会、卸売販売業者等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を構築し、国が一括してワクチンの供給を担う場合に備えた分配につなげるシステムを稼働できるよう協力する。

(企画政策課、福祉保健課)

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、能代市山本郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

(福祉保健課)

1-3-2. 特定接種

① 医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う特定接種について、町は、原則として集団的な接種を実施し、円滑に行えるよう準備期から体制の構築を図る。

(福祉保健課)

② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

(福祉保健課)

1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）町は、県等の協力を得ながら、居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

(福祉保健課)

（イ）町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

(福祉保健課)

（ウ）町は、速やかに接種できるよう、能代市山本郡医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。

(福祉保健課)

1-4. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

(福祉保健課)

1-5. DXの推進

① 町は、国、県が行う、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化に協力する。

(福祉保健課)

② 町は、予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤の整備に協力する。

(企画推進課、福祉保健課)

第2節 初動期

(1) 目的

準備期からの取組に基づき、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(福祉保健課)

2-1-2. 接種に携わる医療従事者の確保

町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請を行う。

(福祉保健課)

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、第1節準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

(福祉保健課)

第3節 対応期

(1) 目的

町は、確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにし、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

また、あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施し、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 特定接種

3-1-1. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-2. 地方公務員に対する特定接種の実施

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(福祉保健課)

3-2. 住民接種

3-2-1. 予防接種体制の構築

町は、国の要請を受け、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(福祉保健課)

3-2-2. 接種に関する情報提供・共有

町は、国の要請を受け、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに情報提供・共有を行う。

(福祉保健課)

3-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の設置等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、能代市山本郡医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(福祉保健課)

3-2-3. 接種記録の管理

町は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

(福祉保健課)

3-2. ワクチンの安全性

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や町民等への適切な情報提供・共有に協力する。

(福祉保健課)

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、国が行う制度の周知等に協力する。また、申請者が急増した場合には、体制強化、迅速な救済に協力する。

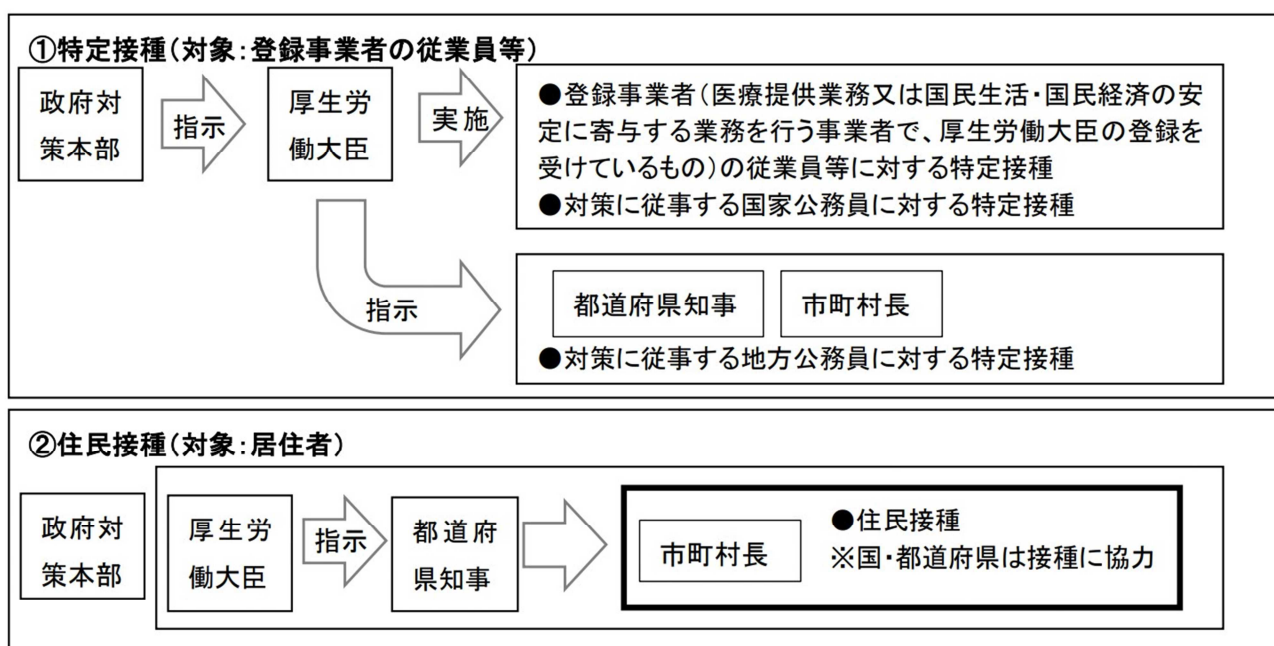
(福祉保健課)

3-4. 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民等への周知・共有を行う。

(福祉保健課)

図3 特定接種と住民接種



第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

町は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

その際、町と近隣市町、保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 人材の確保と協力体制

町は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、町からの応援職員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員に協力する。

(福祉保健課)

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

① 町は、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずることに加えて、外部委託を活用しつつ、健康観察を実施できるよう体制を整備する。

(総務課、福祉保健課)

② 町は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県や秋田県健康環境センター、関係部局と協議し役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力について検討する。

(総務課、福祉保健課)

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成

① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国の研修等を積極的に活用しつつ人材育成に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

(福祉保健課)

- ② 町は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。
(福祉保健課)

1-4. 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や近隣市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。
(福祉保健課)

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

また、住民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 町は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、町からの応援職員等、保健所の感染症有事体制を構成する人員に協力する。
(福祉保健課)
- ② 町は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から県や関係課と協議し役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力する。
(福祉保健課)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める県予防計画並びに保健所及び健康環境センターが定める健康危機対処計画に基づき、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

町は、保健所等における流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、町からの応援職員等の対応を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制に協力する。

(福祉保健課)

3-2. 感染状況に応じた取組

- ① 町は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。

(総務課、福祉保健課)

- ② 町は、引き続き、業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進める。

(福祉保健課)

3-3. 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

町は、国や県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う町の対応の縮小について、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

(福祉保健課)

3-4. 健康観察及び生活支援

町は、県が実施する健康観察に協力するとともに、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

(福祉保健課)

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）49条※¹の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(福祉保健課)

第2節 対応期

(1) 目的

対応期においては、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

(福祉保健課)

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは県と連携して近隣の地方公共団体等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(福祉保健課)

※¹ 第49条 行政機関や指定公共機関などの「災害予防責任者」に対し、防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務

第7章 町民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務継続計画（BCP）の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

(福祉保健課)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

(福祉保健課)

1-3. 物資及び資材の備蓄等

① 町は、町行動計画等に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(総務課、福祉保健課、関係課)

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを町民等に推奨する。

(福祉保健課)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。

（総務課、福祉保健課）

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課等の関係機関との調整を行うものとする。

（防災町民課）

第2節 初動期

（1）目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

（総務課、福祉保健課、関係課）

- ② 町は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

（福祉保健課、関係課）

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等及び事業者への呼び掛け

町は、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

（福祉保健課）

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(防災町民課)

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(関係課)

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(関係課)

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(関係課)

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(関係課)

- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(関係課)

- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

(関係課)

- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

(関係課)

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。

- ① 町は、県を通じて国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。

(防災町民課)

- ② 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(防災町民課)

3-2. 地域経済の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への周知等

町は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

(福祉保健課、関係課)

3-2-2. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な措置について、国による財政上の措置も勘案しつつ、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

(総務課、福祉保健課、関係課)

3-2-3. 町民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

(建設課)

3-3. 町民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び地域経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

(全課)

八峰町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月

令和8年6月改定

発行者 秋田県山本郡八峰町福祉保健課

018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田 118

電話 0185-76-4608 FAX 0185-76-2113

E-mail hoken@town.happou.akita.jp